第四十四条の表十一の項下欄に次の一号を加える。

九　暴力行為が法第十五条の二第一項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及びその理由の概要

第四十四条の表十一の二の項中「第十五条第二項に規定する場合における暴力行為」を「第十五条第三項に規定する内部抗争」に改め、同項下欄に次の一号を加える。

十　暴力行為が法第十五条の二第四項において準用する同条第一項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及びその理由の概要

第四十四条の表十一の四の項の次に次のように加える。

十一の五　法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が発生したと認める場合	一　暴力行為を行い、又は暴力行為の要求若しくは依頼をしたと認められる指定暴力団員の所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二　暴力行為の概要 三　暴力行為が発生した年月日及び場所 四　指定暴力団員により暴力行為が行われたと認める場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別 五　指定暴力団員の要求又は依頼を受けた者により暴力行為が行われたと認める場合には、当該要求又は依頼を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別 六　暴力行為が指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者により行われたと認める理由の概要 七　暴力行為が法第三十条の八第一項各号に掲げる行為に関連して行われたものであると認める理由の概要

第四十四条の表十二の項中「若しくは第三十条の五第一項」を「、第三十条の五第一項、第三十条の七第一項から第三項まで若しくは第三十条の十」に改め、同表十二の二の項中「法第十二条」の下に「若しくは第三十条の七第四項」を加え、同表十三の項中「同項後段」を「同条第二項」に、「よる同項」を「よる同条第一項」に改め、同表十三の二の項中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に、「同条第二項」を「同条第一項後段」に、「。以下この項において同じ」を削り、同項の次に次のように加える。

十三の三　法第十五条の二第一項の規定による指定（同条第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合	一　指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二　指定に係る警戒区域 三　指定をした年月日 四　指定の期限 五　指定をした理由の概要
十三の四　法第十五条の二第四項において準用する同条第一項の規定による指定（同条第四項において準用する同条第二項の規定による同条第四項において準用する同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合	一　指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二　内部抗争に係る集団の実態 三　指定に係る警戒区域 四　指定をした年月日 五　指定の期限 六　指定をした理由の概要
十三の五　法第十五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する警戒区域の変更をした場合	一　指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二　警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の名称及び指定番号 三　変更後の警戒区域 四　警戒区域を変更した年月日 五　警戒区域を変更した理由の概要
十三の六　法第三十条の八第一項の規定による指定（同条第二項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合	一　指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二　指定に係る警戒区域 三　指定をした年月日 四　指定の期限 五　指定をした理由の概要
十三の七　法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更をした場合	一　警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称及び指定番号 二　警戒区域の変更に係る指定をした年月日 三　変更後の警戒区域 四　警戒区域を変更した年月日 五　警戒区域を変更した理由の概要
十三の八　法第三十条の十一第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令及び同条第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長を含む。）をした場合	一　命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号 二　命令に係る事務所の所在地 三　命令の内容 四　命令をした年月日 五　命令に係る期間

第四十四条を第四十三条とする。

第四十五条の見出し中「官公署」を「官庁、公共団体その他の者」に改め、同条を第四十四条とする。

第九章中第四十六条の前に次の一条を加える。

（命令等の送達に係る書類）

第四十五条　法第三十九条の二第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　法第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令　別記様式第二十六号の中止命令書

二　法第十一条第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十二条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の七第三項若しくは第四項又は第三十条の十第二項の規定による命令（法第十一条第二項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十二条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条又は第三十条の十第二項の規定（第十号において「法第十一条第二項等の規定」という。）に係る仮の命令を除く。）　別記様式第二十七号の再発防止命令書

三　法第十二条の四第二項の規定による指示　別記様式第二十八号の指示書

四　法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を除く。次号において同じ。）　別記様式第二十九号の事務所使用制限命令書